

和歌山県監査公表第19号

令和5年2月9日付け監査報告第20号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月28日

和歌山県監査委員 森 田 康 友
和歌山県監査委員 河 野 ゆ う
和歌山県監査委員 谷 洋 一
和歌山県監査委員 多 田 純 一

1 和歌山県東京事務所

監査実施年月日 令和4年11月15日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 タクシー乗車券交付簿（管理簿）について、所属長の承認を受けずに、券綴管理者の交代及びタクシー乗車券の引継ぎがなされていたので、適正に処理されたい。	注意事項 今後は券綴管理者の交代時には確実に引継ぎを行い、タクシー乗車券交付簿（管理簿）に漏れなく記載し、所属長の承認を受けるよう、所属職員に周知徹底した。

2 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 日高総合庁舎電話交換業務委託契約の契約保証金免除申請について、契約実績とならない期間のものを実績としていたため、適正に処理されたい。	注意事項 契約保証金の免除の取扱いについて、改めて所属職員に周知した上で、免除に係る契約実績の内容について、適切に確認することを徹底した。

3 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 随時の資金前渡の支出負担行為において、出納機関への合議がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 支出負担行為の出納機関への合議について、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）等の内容を改めて確認し、合議の要否につき、複数人で確認することを徹底した。

4 日高振興局農林水産振興部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
注意事項 土地改良区の資格証明交付申請書において、県証紙の消印がなされていない事例があったので、適正に処理されたい。	注意事項 証紙徴収実績簿における取扱担当者及び証紙の消印担当者がそれぞれ、押印漏れの有無をチェックできるよう、体制を改善した。

5 日高振興局建設部

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
指摘事項 道路照明灯の電気料金に係る契約手続の不備等により、光熱水費の過払等が発生していたので、原因を究明するとともに、今後このようなことのないよう、事務処理の見直しを行うなど、必要な措置を講じられたい。	指摘事項 電気料金の過払等について、調査、原因究明及び契約変更を完了し、返金のための協議を進めている。 また、道路照明灯の契約については、道路保全課が作成した「道路照明灯電気契約事務に係る手引書」に基づき適正に処理するよう、部内研修を実施し、職員に周知

<p>注意事項</p> <p>(1) 椿山ダムゲート設備年次点検整備業務の変更契約の支出負担行為について、出納機関への合議がなされていないので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 廃川敷地については、令和3年度末で1件が未処理となっている。</p> <p>今後も、引き続き廃川敷地の現況に応じた適正な管理方法を検討するとともに、処分等を進められたい。</p>	<p>徹底した。</p> <p>注意事項</p> <p>(1) 支出負担行為作成時には、出納機関への合議の要否等について、和歌山県財務規則等に基づき、十分確認するよう、所属職員に周知徹底した。</p> <p>(2) 王子川の廃川敷地については、売払対象者を再確認した上で、土地購入についての意思確認を行うとともに、現況に応じた適正な土地評価額の見直しを行い、対象地の官民境界の復元を行った。その結果、今年度中に対象者のうち1名と売買契約を締結する予定である。</p> <p>また、売払困難地については、対象者に引き続き不法占用物件の撤去指導を徹底するとともに、県有地として適正に管理していく。</p>
---	--

6 県立南部高等学校

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いにおいて、次の不適切な事例があったので、適正に処理されたい。</p> <p>(1) 現金払込書の払込者名が、払込日当日不在の者となっていた。</p> <p>(2) 現金出納簿の払込日と実際の払込日が相違していた。</p>	<p>注意事項</p> <p>現金の取扱いについて、和歌山県財務規則の運用について（依命通達）（昭和63年4月1日付け出第1号）第28条（収納の手続）関係の9及び10により適正に処理するよう、関係職員に周知徹底した。</p>

6 県立みはま支援学校

監査実施年月日 令和4年11月22日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>旅行命令において、自家用自動車等の使用の承認の基準を満たしていないにもかかわらず命令を行い、誤った旅費を支給している事例があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>出張者の起案時及び旅行命令簿作成時並びに決裁時において、内容に誤りがないか確認を徹底するよう、決裁権者を含めた職員に周知徹底した。また、旅費の支払の際にも、支払内容について再度確認するよう、同様に措置した。</p>